

米国における判例集の誕生

成 田 博

目 次

- . はじめに
- . 植民地時代
- . 独立後
- . Dallas
- . Cranch
- . Wheaton
- . 連邦最高裁判所判例集の成立
- . Government Printing Office
- . 結語

I. はじめに

1876年10月21日、ジョン・B・ウエスト (John Briggs West) は、8頁からなる週刊の法律新聞 The Syllabi をミネソタ州セント・ポールにおいて発刊した。それに刺激されて同種の判例速報が多く刊行されるに至ったが¹⁾、それらを単なる一時の流行ということとはできない。なるほど、多くの紙誌が生まれては消えていったが、たとえそうではあっても、その背後には、それまでの判例集に対する不満があったと考えなければならない。

しかし、それならば、一体全体、ウエストが判例集を刊行する以前の米国に

1) 拙稿「West 前史」東北学院大学法学政治学研究所紀要10号〔2002年〕71頁参照。

おける判例集はいかなる状況にあったのか、あるいは、そもそも米国では、いつころから判例集が刊行されたのか、という問題にいきあたるように思うのである²⁾。本稿では、そうした観点から、米国における判例集の生成について概観したい。

II. 植民地時代

“During the whole Colonial period, there were no American law reports.”とヒックス (Frederick C. Hicks) は書いている³⁾。サレンシー (Erwin C. Surrency) は、米国の植民地において判例集が存在しなかったかのは何故かということについて最もよく言われているのは、植民地時代の裁判官は法的な訓練を受けていなかったということであるとしつつ⁴⁾、しかし、それ以上に、その当時の弁護士が英国の裁判所をコモン・ローの究極のオーソリティと考えていたということ を指摘する⁵⁾。結局のところ、判例については英国の書物を輸入することで需要は満たされていた⁶⁾。裏返して言えば、アメリカの判例は特に公表に値する と考えられてはいなかったということである⁷⁾。あるいはまた、裁判官の数が限られていたということも理由のひとつとして挙げられている⁸⁾。そして、そもそも植民地時代は、印刷⁹⁾というのは、公的な文書を伝達する一般的な方法

2) Frederick C. Hicks, *Materials and Methods of Legal Research* 114-129 (Third Revised Edition, 1942) は、アメリカの判例集を論ずる前に、別途1章を設けて、英国の判例集について語っている。なるほど、さらに話を遡らせれば英国の判例集の成立、あるいは、英国と米国の判例集の性格の違いの比較といったことが問題としては残されているということになるが、それは本稿の主題を大きく越えているといわざるをえない。

3) Hicks, *supra* note 2, at 130. 田中英夫『アメリカ法の歴史上』〔1986年、東京大学出版会〕291頁も参照。

4) Erwin C. Surrency, *A History of American Law Publishing* 2, 25 (1990).

5) Surrency, *supra* note 4, at 24-25.

6) Surrency, *supra* note 4, at 37. Morris L. Cohen & Sharon Hamby O’Conner, *A Guide to the Early Reports of the Supreme Court of the United States* xi, n. 1 (1995) も参照されたい。

7) Surrency, *supra* note 4, at 2, 25.

8) Surrency, *supra* note 4, at 25.

9) 筆者の West Publishing Company 研究は、「出版」に関わるものではあるが、それでも、植民地時代(あるいは独立直後あたり)の米国の出版・印刷ということになると、筆者の能力を超えているといわざるを得ない。Cohen & O’Conner, *supra*

ではなく、やはり手書き(handwritten communications) 中心であったということがある¹⁰⁾。

III. 独立後

しかし、そうした状況は、米国の独立とともに変化する。サレンシーの言葉をそのまま引けば、“With independence, American lawyers strove to create a distinctively American body of law.” ということである¹¹⁾。そして、そのことは他州の法律へと関心を向かわせることになった。

あるいは、それ以前に指摘しなければならないのは、英国の判例を先例として扱うことを禁ずる法律が作られたという事実の存在である。最も早かったと思われるのはニュー・ジャージー州で、同州では 1799 年にそうした法律を通過させている¹²⁾。具体的には、1799 年 6 月 11 日の法律、An Act relative to statutes の第 5 条¹³⁾ が規定するところである¹⁴⁾。ケンタッキー州でも 1807 年の法律が同様の規定を置く¹⁵⁾。1810 年¹⁶⁾ のペンシルヴァニア州の法律の名称 “An

note 6, at xi, n. 1 (1995) に挙げられているもののほか、筆者の知る文献を挙げれば、Edwin Wolf II, *The Book Culture of a Colonial American City* (1988); Symposium, *Historical Development of the American Lawyer's Library*, 61 *Law Library Journal* 440 (1968); Hellmut Lehmann-Haupt, *The Book in America* (2d ed., 1951); Erwin C. Surrency, *English Reports Printed in America*, 3(1) *Legal Reference Services Quarterly* 9 (1983) がある。そのほか、植民地時代についてのものではないが、Betty Taylor & Robert Munro, *American Law Publishing 1860-1900: Historical Readings* (1984) も貴重な文献というべきである。

10) Surrency, *supra* note 4, at 25.

11) Surrency, *supra* note 4, at 39.

12) Hicks, *supra* note 2, at 137; Lawrence M. Friedman, *A History of American Law* 68 (Third edition, 2005); Grant Gilmore, *The Age of American Law* 22 (1977) [G・ギルモア (望月礼二郎訳) 『アメリカ法の時代』 [1984 年 = 邦訳, 岩波書店] 32 頁].

13) Friedman, *supra* note 12, at 68; Gilmore, *supra* note 10, at 22.

14) Friedman, *supra* note 12, at 68 は同条の一部を Elizabeth Casper Brown, *British Statutes in American Law 1776-1836*, 82 (1964) から引用して紹介している。筆者も、1999 年から 2000 年にかけての在外研究中、Robert Crown Law Library (Stanford University) において、William Paterson, *Laws of the State of New-Jersey; Revised and Published, under the Authority of the Legislature* 436 (1800) により、同条の存在ならびにその内容を確認した。Friedman, *supra* note 12, at 68 が引く Brown, *supra* note 13, at 82 に掲げられた条文と筆者の確認したものとは、ハイフン、コンマなどにおいて若干の相違があるが、文章自体は基本的に同じであった。

15) Friedman, *supra* note 12, at 68. ここでも Friedman, *supra* note 12, at 12 n.10 は

Act to prohibit in courts of justice, the reading or quoting of British precedents subsequent to the 4th July 1776”は、まさにその内容を明確に示している。同法は、“It shall not be lawful to read or quote in any court in this commonwealth, any British precedent or adjudication, which may have been given or made subsequent to the fourth day of July, in the year one thousand seven hundred and seventy-six: *Provided*, That nothing herein contained shall be construed to prohibit the reading of any precedent of maritime law, or the law of nations.”¹⁷⁾と規定し、英国の先例を引くことを禁じている¹⁸⁾。

もうひとつ、これは、1785年、コネチカット州の法律¹⁹⁾に始まることであるが²⁰⁾、まさに判決を文書化して残すことが求められるようになったというこ

Brown, *supra* note 13, at 132 を引く。これについては、Robert Crown Law Library においては確認できなかった。

- 16) Approved March 19, 1810 (Brown, *supra* note 13, at 94, n.62). Hicks, *supra* note 2, at 137 も参照。
- 17) John Purdon, *Digest of the Law of Pennsylvania From the Year One Thousand Seven Hundred, to the Thirtieth day of March, One Thousand Eight Hundred and Twenty-Four. With Some References to Reports of Judicial Decisions 416-417 (1824)* [同書は Robert Crown Law Library に (も) 所蔵されていて、この条文については同書で確認した]。
- 18) Brown, *supra* note 13, at 83 & n.34; Friedman, *supra* note 10, at 69. Gilmore, *supra* note 10, at 22 によれば、ペンシルヴァニア州は、1819年に、これを廃止している。
- 19) An Act establishing the wages of judges of the Superior Court (法令の名称は、Hicks, *supra* note 2, at 133; Joyce, *The Rise of the Supreme Court Reporter: An Institutional Perspective on Marshall Court Ascendancy*, 83 *Michigan Law Review* 1295, 1298, n.41 (1985) に依った)。同法の成立については、カービー (Ephraim Kirby) によるコネチカット州の判例集の序文でも確認ができる (1 Kirby Preface (1789))。なお、ここでジョイス (Craig Joyce) の上記論文に関して若干の補足説明をしておくなら、Joyce には、同年、上述の論文とほぼ同内容の論文 (Joyce, *Wheaton v. Peters: The Untold Story of the Early Reporters*, *Yearbook, Supreme Court Historical Society* 35 (1985)) がある。しかし、その掲載誌の性格 (これは、*Supreme Court Historical Society* の雑誌で、1976年創刊である。1990年、*Journal of Supreme Court History* と名を変えた。勿論、ジョイスの論文のような重厚なものも掲載されるが、寛いだ感じのエッセイが掲載されることも多い)、ならびに、*Michigan Law Review* のほうが遥かにアクセスが容易であると思われることから、*Michigan Law Review* に掲載された論文を引くこととする。さらに、ごく最近、Joyce, “A Curious Chapter in the History of Judicature”: *Wheaton v. Peters and the Story (Of Copyright in the New Republic)*, 42 *Houston Law Review* 325 (2005-2006) が発表された。
- 20) Hicks, *supra* note 2, at 133; Surrency, *supra* note 4, at 42. 田中・前掲 (注3)) 書 291 頁、浅香吉幹「19世紀アメリカのコモン・ローの構造」(1) 法学協会雑誌 112 巻 12 号 [1995年] 1645 頁も参照。

とがある²¹⁾。

この、「英法への嫌悪」あるいは「英法からの離脱」ということと「判例の文書化」という2つの事実の間には、実は繋がりががある。これは、わが国においても、田中英夫教授によって既に指摘されているところであるが、田中教授は、カービーがコネチカット州の判例集の序文において、「……このように英法からの離脱が試みられたために、判例法が不安定だとの非難を生んだのであり、それを救うためには判例集の刊行が必要である」旨、述べていることを紹介している²²⁾。カービーの言は、同時代のそれもまさに判例集編集者の証言として貴重である。

こうして、ようやく1789年、アメリカで最初の判例集が刊行されるに至る。今日のような判例集の嚆矢をなすものとしては、1789年に出版された 上述の カービーの判例集²³⁾とホブキンソン (Francis Hopkinson) の判例集²⁴⁾がある²⁵⁾。そして、ダラス (Alexander James Dallas) のレポート²⁶⁾がこれに加わり、この3つが先駆け (Precursor) であるとサレンシーは言う²⁷⁾。

21) ケンタッキー州も、1792年の州憲法 Art. V, Sec. 3 が同様の規定を置く (Text of Kentucky Constitutions of 1792, 1799 and 1850, at 5 (1965))。

22) 田中・前掲(注3))書285頁。この序文は、Hicks, supra note 2, at 133-134; Cohen & O'Conner, supra note 6, at 7-8 に再録されているので、判例集そのものが入手できないとしても、参照は容易であると思われる。

23) Reports of Cases Adjudged in the Supreme Court of the State of Connecticut, from the Year 1785, to May 1788, with Some Determination in the Supreme Court of Errors というのが正式名称である。なお、2巻目については、Hicks, supra note 2, at 134, n.2 参照。カービーについては、Briceland, Ephraim Kirby: Pioneer of American Law Reporting, 1789, 16 American Journal of Legal History 297 (1972) がある。田中・前掲(注3))書291頁も参照されたい。

24) ホブキンソンの判例集については、Wilfred Ritz, The Francis Hopkinson Law Reports, 74 Law Library Journal 298 (1981) 参照。

25) そのどちらが先に刊行されたのかについては争いのあるところである (Hicks, supra note 2, at 132, n.4; Surrency, supra note 4, at 40)。Ritz, supra note 24 はホブキンソンの判例集を最初の判例集とする。ただ、本稿の目的は、アメリカの判例集の原点を求めることにあるのではなく、West Publishing Company による判例集の刊行がなされるより前の状況を概観することにあり、ここではそうした争いがあるということの紹介にとどめる。

26) Reports of Cases Ruled and Adjudged in the Courts of Pennsylvania before and since the Revolution (1790)。

27) Surrency, supra note 4, at 40。

IV . Dallas

1804年、マサチューセッツ州では、An Act providing for the Appointment of a Reporter of Decisions in the Supreme Judicial Courts なる法律²⁸⁾によって、公式の Reporter (official court reporter) が誕生する²⁹⁾。マサチューセッツ州はウィリアムズ (Ephraim Williams) を任命した³⁰⁾。このあと、ニュー・ヨーク州³¹⁾、ケンタッキー州³²⁾、ニュー・ジャージー州³³⁾ の法律がそれに続く。

他方、連邦についても、マサチューセッツ州などに遅れはしたものの、同様の立法がなされるに至る。しかし、その経緯は必ずしも単純ではない。

アメリカ法研究者にとっては周知のことであろうが、連邦最高裁判所判例集は、ある時点までは、Reporter の名を冠して特定されていた。そして、その最初の Reporter の名前が「ダラス」なのである。

「ダラス」という言葉を聞いたときに多くの人が一番先に思い浮かべるのはケネディ大統領が暗殺されたテキサス州の都市名ではなからうか。これは第11代大統領ポーク (James K. Polk) の時の副大統領ジョージ・ミフリン・ダラス (George Mifflin Dallas) に由来するのだそうであるが³⁴⁾、連邦最高裁判所の最初の判例集にその名を残すアレクサンダー・ジェームズ・ダラス (Alexander James Dallas, 1759–1817) は³⁵⁾、その父である³⁶⁾。

28) Mass. Act of March 8, 1804, c. 133. 浅香・前掲 (注 20)) 論文 1645 頁も参照。

29) Reporter について、藤倉皓一郎 = 木下毅 = 高橋一修 = 田島裕 = 田中英夫 = 樋口範雄 = 寺尾美子編『英米法辞典』〔1991年、東京大学出版会〕は、「(判例集の) 編纂者」という訳語を与えている。本稿では、そのまま原語で表記する。なお、1953年1月21日、第12代 Reporter のワイアット (Walter Wyatt) が、時の首席裁判官ヴァインソン (Fred M. Vinson) に対して、ただ Reporter と称するだけでは、stenographic court reporter などと紛らわしいので名称を変えて欲しい旨の要望を書面で伝え、従来長く、Reporter と称されてきたこの地位の名称は、現在では、Reporter of Decisions と呼ばれるようになっている (Wagner, The Role of the Supreme Court Reporter in History, Journal of Supreme Court History, at 17 & 22 n.47)。

30) Surrency, supra note 4, at 43. したがって、同州の公式判例集は 1 Mass. (1 Will.) というかたちで始まる。

31) An Act of April 7, 1804 (Hicks, supra note 2, at 136 による)。

32) An Act of December 19, 1804 (Hicks, supra note 2, at 136 による)。

33) An Act of March 12 (Hicks, supra note 2, at 136 による)。

34) Dunne, Proprietors–Sometimes Predators: Early Court Reporters, 1976 Yearbook, Supreme Court Historical Society 62, at 63 (1976)。

ダラスは、1759年6月21日、ジャマイカへの英国移民の子として生まれた。父はロバート・ダラス (Robert Dallas), 母の名はサラ・コーマック・ダラス (Sarah Cormack Dallas) である³⁷⁾。彼は、ロバート・チャールズ (Robert Charles), スチュアート・ジョージ (Stuart George), 当のアレクサンダー・ジェイムズ (Alexander James), チャールズ・スチュアート (Charles Stuart), ヘンリエッタ・シャーロット (Henrietta Charlotte), そしてエリザベス (Elizabeth) の6人兄弟の1人である。ちなみにヘンリエッタ・シャーロット・ダラスは、詩人バイロン (Byron) の縁者と結婚した³⁸⁾。そうしたことから、兄弟の1人ロバート・チャールズ・ダラスは、「早くより詩人 [Byron = 成田注] の才能を認め, literary agent として Byron が世に出るまでよく世話をした³⁹⁾」という。彼は作家となり⁴⁰⁾, バイロンに関わる仕事もしている⁴¹⁾。

ダラスの父は子供の教育のことなどを考えて、ダラスが5歳のとき、英国に帰る⁴²⁾。彼が通った学校を運営していたエルフィンストン (James Elphinston) の名は、ボズウェル『サミュエル・ジョンソン伝』にしばしば登場する。ウォ

35) ダラスについては、Cohen & O'Conner, supra note 6, at 11 以下に解説があり, Cohen & O'Conner, supra note 6, at 22 に参考文献 (Biographical Sources) が掲載されている。そして、そこにも挙がっているように, Raymond Walters, Jr., Alexander James Dallas (1943) なる伝記がある (同書 239 頁以下に Bibliographical Note がある)。なお、同書のもととなった「オリジナル原稿」(タイプ原稿 = typewritten copies of the work) は, Library of Congress のほか, Historical Society of Pennsylvania と Columbia University の図書館に寄託されている。

36) Dunne, supra note 34, at 63. なお, ジョージ・ミフリン・ダラス (1792 年生まれ) のミドルネーム・ミフリン (Mifflin) は, 父アレクサンダー・ジェイムズ・ダラスが Secretary of the Commonwealth として働いていたときのペンシルヴァニア州知事トマス・ミフリンの名にちなむ (Walters, supra note 35, at 112)。

37) Walters, supra note 35, at 6-7.

38) Walters, supra note 35, at 10. 上杉文世『バイロン研究』[1978年, 研究社出版] 584 - 585 頁の「バイロン家系図」のなかに, Henrietta Dallas の名が見える。

39) 上杉・前掲 (注 38)) 書 596 頁。

40) Walters, supra note 35, at 7.

41) Robert Charles Dallas, Recollections of the life of Lord Byron : from the year 1808 to the end of 1814: exhibiting his early character and opinions, detailing the progress of his literary career, and including various unpublished passages of his works, taken from authentic documents in the possession of the author (1824) [= 筆者未見。書誌情報は, NACSIS Webcat に拠った]。

42) Walters, supra note 35, at 7.

ルターズ (Raymond Walters) も、『サムユエル・ジョンソン伝』中の、エルフ
ィンストンに対するサムユエル・ジョンソン (Samuel Johnson) の言葉を引いて
いる⁴³⁾。同書ではこれについて出典に関わる注記は存在しないが、オリジナル
原稿は、その出典を James Boswell, *Life of Samuel Johnson*, II, 196, 197 とする⁴⁴⁾。
ウォルターズの参照した書物がいかなるものであるかが不明なので、筆者の参
照した邦訳においてウォルターズの引用する文章に対応する箇所を厳密には確
定できないものの、その文章からして、「彼は立派な面を非常に多く持っている
が、或る面で極端な欠陥がある。彼の内面は善いが、外面は極度に不細工だ。
[我々がイングランドの学校で到達する程度の言語についての繊細な批評の技
倆を、君たちはスコットランドでは身につけられない。だから]僕は学問ある
人間に育て上げようとする少年を彼の許には預けない。しかし少々勉強して行
儀を身につけた後には商売に従事しようとする普通の市民の子供たちには非常
に役立つだろう」との叙述であることは間違いないと言えそうに思われる⁴⁵⁾。

1769年には父が亡くなる⁴⁶⁾。そののち、ダラスは Inner Temple で法律の勉
強もしているが、20歳になったダラスは激しい恋に落ちる⁴⁷⁾。ウォルターズ
の原文では “Alexander fell wildly in love with the girl next door, now just under
sixteen.” とある⁴⁸⁾。彼女の名はアラベラ・マリア・スミス (Arabella Maria
Smith)、初めて出会ったときはまだ13歳の少女であった。マリアは祖母、叔
母と一緒に暮らしていたが、特に叔母の反対は激しかった。ダラスはスコット
ランドへ行くことを考えたが⁴⁹⁾、これについてはマリアがためらった。そのた

43) Walters, *supra* note 35, at 8.

44) 本稿前掲注(35)オリジナル原稿16頁注(12)。

45) ボズウェル(中野好之訳)『サムユエル・ジョンソン伝』(第1巻)[1981年、み
すず書房]509頁。[]で括った部分は、ウォルターズでは省略されている部分
である。

46) Walters, *supra* note 35, at 8.

47) Walters, *supra* note 35, at 9以下。

48) Walters, *supra* note 35, at 9.

49) Walters, *supra* note 35, at 10. これは、スコットランドへの駆け落ちを考えてのこ
とではなかったか。スコットランドへの駆け落ち婚については、岩田託子『イギリ
ス式結婚狂想曲 駆け落ちは馬車に乗って』[2002年、中公新書]を参照されたい
(同書末尾に参考文献が掲げられている)。岩田・前掲書にも紹介されているが、古
くは、穂積重遠「第89話 グレトナ・グリーン」同『有閑法学』[1934[昭和9]

め、ダラスはアルフィントン (Alphington) へ行き、そこで正式にその住民となり、正規の結婚の手はずを整えた。1780年9月4日早朝、ついにマリアは女中一人を伴って出奔、アルフィントンでは、ダラスとその弟チャールズ・スチュアートが花嫁を待ち受けていた⁵⁰⁾。ダラス21歳、マリアは16歳になるかならぬかであった。ここに至って、ようやく叔母も結婚を認め、晴れて二人はロンドンへ向かった⁵¹⁾。1781年春、夫が亡くなって⁵²⁾再婚していた母親の住むジャマイカに再度戻ったダラスは、様々な事情から最終的にアメリカに向かうことを決意する。妻の父が残した奴隷を売ってそのための金を工面したなどという話は時代を感じさせるものがある⁵³⁾。

1783年4月10日、アメリカに向けて船出、6月7日、ニュー・ヨークに上陸する。アメリカに渡ったダラスは、市民権を得たものの⁵⁴⁾、実務に就くについて2年の居住条件があって、すぐには弁護士として働くことはできず、1785年、26歳でようやく弁護士として働くことができるようになった⁵⁵⁾。しかし、弁護士になったとはいっても、それだけで生計を維持するのは容易ではなかったらしい。そこで彼は 現代風にいえば 「営業活動」を開始した。社交的に振る舞い、パーティに顔を出した。やがて新聞社主と知り合い、そのひとつの Pennsylvania Evening Herald のエディターになった。その間、政治的な集會でのスピーチを記事として掲載するなど健筆を振るった。しかし、政治に関わる報道は、これを好ましく思わない者たちによる妨害を招き、結局、彼は、Herald 紙の販売部数減少という妨害工作により編集の仕事を解かれたが、同じ経営者の別の雑誌 Columbian Magazine に雇われた。そして、やがて、空いている時間を利用して裁判所の傍聴を行い、そこでメモを取った。そして、それらを Columbian Magazine のほか、それと競合関係にある American Museum

年、日本評論社] 255頁がある。

50) George Mifflin Dallas, *Life and Writings of A.J. Dallas* 11 (1871) の叙述からすると、同日、式も挙げているように思われる。

51) 以上、Walters, *supra* note 35, at 10-11.

52) 本稿注(46)に対応する本文参照。

53) Walters, *supra* note 35, at 13.

54) Walters, *supra* note 35, at 13.

55) Walters, *supra* note 35, at 16.

なる雑誌に掲載したところ⁵⁶⁾、それらは、ペンシルヴァニア法曹界で好意的に (cordially) 受け止められた。それによってダラスは、ペンシルヴァニア州の判例を体系的に集め、本のかたちで出版する必要を確信するに至った⁵⁷⁾。こうして彼は判例集刊行という仕事に向かうこととなった⁵⁸⁾。

独立前の判例を集めるについては、ペンシルヴァニア最高裁判所の書記 (prothonotary) パード (Edward Burd), Attorney-General のブラッドフォード (William Bradford), 弁護士のシッペン (Edward Shippen) ならびにリード (Joseph Reed = 故人) の助力に負うとのコメントがダラスの判例集第1巻に掲載されている⁵⁹⁾。

ペンシルヴァニアが州になったあとは、同州最高裁判所首席裁判官マッキーン (Thomas McKean), 前述のシッペン(ただし、肩書きは President of the Court of Common Pleas of Philadelphia County) が便宜を図ってくれるようになった。ローリ (William Rawle) 他の弁護士も彼らの覚書を貸してくれた⁶⁰⁾。

残ったのは金銭上の問題だった。彼は、1部1ギニー、半分は前払い、残り半分は現物と引き換えとする、という手書きのパンフレットを作り、予約を募った。かくして、ダラスの判例集第1巻は1790年に刊行されるに至った⁶¹⁾。このとき、ダラスの関心は専らペンシルヴァニアにあった⁶²⁾。それはまさにその書名にあらわれている。今日、ダラスの判例集は、連邦最高裁判所の最初の

56) 以上, Walters, supra note 35, at 17-22 の叙述を、適宜、取捨選択して紹介したつもりである。

57) Walters, supra note 35, at 22.

58) Cohen & O'Conner, supra note 6, at 13. Joyce, supra note 19, at 1295-1296.

59) 1 Dallas 30 (1790). パード (Edward Burd) の肩書き, Attorney-General の氏名は Walters, supra note 35, at 23 による。

60) Walters, supra note 35, at 23.

61) Walters, supra note 35, at 24. こうして彼の「7年もの不毛の年月 (seven lean years)」が終わるのである (Walters, supra note 35, at 24)。もっとも、ジョイスは、ダラスの努力は決して無駄ではなかったと書いている。実際、ダラスは、an unusual degree of visibility (Joyce, supra note 19, at 1295 の表現) により、1791年1月19日、ペンシルヴァニア州の Secretary of the Commonwealth に任命され、1801年4月27日まで、その地位にあった (Walters, supra note 35, at 25, 30)。さらにその後、ダラスは、合衆国の Secretary of the Treasury になっている (Walters, supra note 35, at 1)。

62) 判例集刊行についての彼のももとの関心は provincial であって、national ではなかったとのコメントがなされている (Cohen & O'Conner, supra note 6, at 18)。

判例集として全4巻がセットで挙げられるが⁶³⁾、第1巻目の名称は、“Reports of Cases Ruled and Adjudged in the Courts of Pennsylvania before and since the Revolution”である⁶⁴⁾。そして、そのことから想像されるように、実は、今日、連邦最高裁判所判例集の第1巻とされているダラスの最初の巻には、ひとつとして連邦の判例は掲載されていないのである⁶⁵⁾。これに対して、1798年に刊行された第2巻目になると、その書名は、“Reports of Cases Ruled and Adjudged in the Several Courts of the United States and of Pennsylvania, held at the Seat of the Federal Government”に変わる⁶⁶⁾。

63) これは、「自明」に近く、論証の必要などなさそうなことであるが、たとえば、Bluebookと一般に称される Harvard Law Review Association et. al. eds., *The Bluebook: A Uniform System of Citation* 193 (Eighteenth ed., 2004) は、ダラスの判例集について、1790年から1800年とし、その後続くクランチについては、5 U.S. (1 Cranch) としているから、Dallasの判例集は全4巻がセットで連邦最高裁判所判例集に組み込まれていることになる。注意すべきは、この1種類の判例集(全4巻)が、Bluebookを見ると、連邦判例集として扱われているだけでなく、ペンシルヴァニアの判例集としても扱われているということである。最高裁判所の判例集については、既に指摘したように、Dallas 1-4 (1790-1800) となっていて、これは、言うまでもなく、1790年から1800年までの判例が収録されていることを示している。他方、ペンシルヴァニア州については、Dallas 1-4 (1754-1806) となっている。これは、収録されている判例が1754年から1806年までの判例であることを意味する。一見、2種類の判例集があるかのように思われる可能性があるが、そうではない。さらに、デラウェア州の判例も1件、入っている (W.B. *Surviving Partner, & c. v. Latimer*, 4 U.S. (4 Dallas) i (1807))。

64) Cohen and O’Conner, *supra* note 6, at 117. ダラスの判例集第1巻のタイトル・ページは、たとえば、Hein Onlineで確認できる(こうした判例そのものではない情報は、WESTLAW, LEXIS-NEXISでは入手できない。そうしたことを考えると、やはり、本そのものと、電子化された判例情報とは別物であることが改めて理解される)。ちなみに、米国連邦最高裁判所判例集の初版のセットを持っているところは、米国においても数少いらしい (Newman, *Citators Beware: Stylistic Variations in Different Publishers’ Versions of Early Supreme Court Opinions*, 26 (1) *Journal of Supreme Court History* 1, at 6-7 (2001))。

65) Joyce, *supra* note 19, at 1296; Cohen and O’Conner, *supra* note 6, at 2. これは、わが国においてもアメリカ法研究者には知られた事実である。田中・前掲(注(3))書292頁、浅香・前掲(注(20))論文(1)1645頁。筆者は、第1回目(在外研究(1992年9月1日から1993年8月31日まで))の際、同じくStanford Law SchoolにVisiting Scholarとして滞在中の法政大学法学部教授・柴田和史氏から、それを聞いた(記憶は余り定かではないが、筆者がWest Publishing Companyについて調べているという話をしたのに対して、「それなら、ダラスの判例集の第1巻にどうして連邦の判例が含まれていないかといったことについても調べてもらえばありがたい」といったような会話になったのではなかったかと思われる)。

ここで時間の経過を整理してみれば、ダラスの判例集第1巻の刊行は1790年6月末であるらしい⁶⁷⁾。他方、1789年9月24日制定のJudiciary Act⁶⁸⁾によって連邦最高裁判所の設置が決まり、「1790年2月1日に、合衆国最高裁判所が発足した⁶⁹⁾。しかし、実を言えば、「1790年2月、同8月、1791年2月の3開廷期にわたって全然事件がな」かった⁷⁰⁾というのであるから、ダラスにしたところで、存在しない判例を組み込むことなどできないことは明らかであった。それに、もしも、ダラスに意欲があり、かつまた判例が存在していたとしても、最高裁判所はニュー・ヨークにあった⁷¹⁾。

ところが、ダラスのところへ幸運がまさに向うから歩いてやってきた。連邦議会は、1790年7月16日、ニュー・ヨークからフィラデルフィアへ、10年間、首都を暫定的に移転することを決した⁷²⁾。これにともなって、連邦最高裁判所もまたフィラデルフィアに移ってきた。これは、米国の歴史における常識であるのかもしれないが、ペンシルヴァニア州の最高裁判所は現在のIndependence Hallにあり、他方、連邦最高裁判所は、その目と鼻の先のCity Hallにあったのだそうである⁷³⁾。連邦最高裁判所への出入りが認められるようになった⁷⁴⁾ダラスは、まさにこれを利用して連邦最高裁判所の判例を自己の判例集の中に

66) Cohen and O'Conner, *supra* note 6, at 119. これまた、そのタイトル・ページは、Hein Onlineで確認できる。Dunne, *supra* note 36, at 62は、これを“amorphous title”と表現している。なお、第3巻と第4巻の書名は第2巻のそれと同じである。具体的に連邦の判例がどのくらい含まれているかについては、Joyce, *supra* note 19, at 1301-1302 & nn. 60, 61, & 63 参照。

67) “[T]he book was published late in June 1790.” とウォルターズは書いている (Walters, *supra* note 35, at 24). Joyce, *supra* note 19, at 1301 もまた6月とする。しかし、Dallas, *supra* note 50, at 22 は、5月1日であると明記している。

68) An Act to Establish the Judicial Courts of the United States. 1 Statutes at Large 73.

69) 田中・前掲(注3)書182頁。

70) 田中・前掲(注3)書186頁。

71) Charles Warren, *The Supreme Court in United States History, Volume One 1789-1835*, at 46 (1987); Kenneth Jost ed., *The Supreme Court A to Z*, 210-211 (Second Edition, 1998). もっとも 話が先取りされてしまうが、第3代 Reporter のウィートン (Wheaton) は、ニュー・ヨークにいながら、ワシントンまで通った。

72) An Act for establishing the temporary and permanent seat of the Government of the United States (1 Statutes at Large 130).

73) Walters, *supra* note 35, at 101; Warren, *supra* note 22, at 245.

74) Walters, *supra* note 35, at 100.

組み込んだのであった⁷⁵⁾。

彼が、判例集の中に連邦の判例を組み込むことにしたのはいかなる動機に基づくものであったのか。連邦の判例集の刊行に関する規定がなかったことから、2巻以降について、連邦の判例 (decisions of the United States Supreme Court and federal Circuit Court of Pennsylvania) をその中に含めることにダラスは熱心であったのだとウォルターズは言う⁷⁶⁾。しかし、それは、単に、ダラスのような私人による判例集の刊行を阻止することができなかったということではかなく、なにゆえ、ダラスが積極的に、そうしたことを企てようとしたかということへの回答にはなっていないように思われる。そうしたことよりも、販路拡大ということがひとつの大きな動機であったように思われる。要するに、ひとつの州の判例を採録しただけでは採算が取れないといった実際的な事情もあったのである⁷⁷⁾。ダン (Gerald T. Dunne) もまた、“Dallas was working for personal gain, or (what was much the same thing), professional reputation.” すなわち、「彼は、自分の利得のため、あるいは(殆ど同じことだが)、同業者間での名声のために働いたのだ」と言っている⁷⁸⁾。

こうして、ダンの表現を借りれば、連邦最高裁判所の判例集の刊行という「偉大なる物語 (significant chronicle)」は、州の判例集のシステムの副産物 (a by-product to a state reporting system) として始まったのであった⁷⁹⁾。

ダラスの判例集について、“Delay, expense, omission and inaccuracy: these were among the hallmarks of Dallas’ work.” とジョイスが書いている⁸⁰⁾。遅延ということについて言えば、既に紹介したように、第1巻は1790年に刊行されているが、第2巻は1798年⁸¹⁾、第3巻が1799年⁸²⁾、そして、最終巻の第4巻

75) ダンは、これを“federalize”と表現している。Dunne, supra note 34, at 62.

76) Walters, supra note 35, at 102.

77) Surrency, supra note 4, at 41. ただし、そうした努力にもかかわらず、実際のとこは、1巻目に比べて、2巻以降は思ったほどには売れなかったようではある (Walters, supra note 35, at 103. Joyce supra note 19, at 1301, n. 56)。1790年刊行の第1巻は、堅調に (steady though not large sale) 売れて、1806年には第2版 (第2刷) が刊行された (Walters, supra note 35, at 103; Cohen & O’Conner, supra note 6, at 117)。

78) Dunne, supra note 34, at 62.

79) Dunne, supra note 34, at 62.

80) Joyce, supra note 19, at 1305.

が刊行されたのは1807年のことであった⁸³⁾。ジョイスの言うところに従えば、たとえば、第4巻目には、1800年8月開廷期の判例を最後に、それよりあとの連邦最高裁判所判決は掲載されておらず、これは、だから、7年の遅れがあることになるという。そして、辻褃をあわせるために、というか、刊行の遅れを正当化すべく、ペンシルヴァニア州最高裁判所の1806年12月開廷期 (December 1806 term) までの判例を組み込んだというのである⁸⁴⁾。

「遺憾ながら、彼の判例集は不完全であり(多くの判例がおよそ全く掲載されていない)、かつまた、時として、不正確である。こうした欠点にもかかわらず、ほかにそれよりよいものがないために、ダラスの判例集は米国連邦最高裁判所の公式判例集の中に組み込まれている (“Unfortunately, his reports are both incomplete (many cases were not reported at all) and, on occasion, inaccurate. Despite these shortcomings, Dallas’s Reports are included in the official United States Reports for want of anything better. ”)との論評もある⁸⁵⁾。なるほど今日の基準で眺めればいろいろ足りないところはあるかも知れないが、その当時は間違いなく歓迎されたのだ (Whatever their shortcomings by present-day standards of legal reporting, Dallas’ *Reports* were warmly welcomed by his contemporaries.) というウォルタースの言葉だけはダラスのために引いておくべきだろう⁸⁶⁾。

しかし、彼は Reporter ではなかった。そもそも、彼が裁判所に入入りし、判例集を準備していたときには、いまだ Reporter なるものについての規定を連邦法の中に見出すことはできない。ハグナー (Alexander Burton Hagner) の言うように、“only with the acquiescence of the court” であったに過ぎないのである⁸⁷⁾。

81) Cohen & O’Conner, supra note 6, at 119.

82) Cohen & O’Conner, supra note 6, at 121.

83) Cohen & O’Conner, supra note 6, at 123.

84) Joyce, supra note 19, at 1302.

85) Marcus, *Documentary History of the Supreme Court of the United States, 1789-1800*, in Betty W. Taylor ed., *Legal Information for the 1980’s: Meeting the Needs of the Legal Profession* 421 (1982) [下線は原文のまま]。

86) Walters, supra note 35, at 102.

87) Hagner, William Cranch: in 3 William Draper Lewis ed., *Great American Lawyers* 93

V. Cranch

西暦 1800 年に首都はワシントンに移り、それとともに最高裁判所もワシントンに移った。そして、それと時を同じくしてダラスが Reporter を「辞めた」⁸⁸⁾。既にその段階でダラスはフィラデルフィアで成功していて、ワシントンに移るインセンティブは殆どなかったのだとジョイスは書いている⁸⁹⁾。

ダラスのあと、順番から言えば 2 代目の Reporter になったのは克蘭チ (William Cranch, 1769-1855) である⁹⁰⁾。彼は、1769 年 7 月 17 日、マサチューセッツ州ウェイマス (Weymouth) で生まれた⁹¹⁾。彼は第 2 代米国大統領ジョン・アダムズ (John Adams) の甥であり、ジョン・アダムズの息子で (克蘭チの) 従兄弟の第 6 代大統領ジョン・クインシー・アダムズ (John Quincy Adams) とハーヴァードのクラスメートであった⁹²⁾。

克蘭チは、1800 年に Commissioner of Public Buildings for the District of Columbia に、翌 1801 年には United States Circuit Court for the District of Columbia になった。克蘭チが Reporter になったのは 1802 年のことであるが⁹³⁾、1805 年には、Reporter の仕事をしたまま、Chief Justice of the D.C. Circuit Court になった⁹⁴⁾。

もっとも、彼もまた公式の Reporter ではなかった。第 9 代の Reporter であるデイヴィス (J. C. Bancroft Davis) は、連邦最高裁判所判例集 131 巻の Appendix において、“Mr. Cranch was the first regular reporter of this court.” と書いているが⁹⁵⁾、これについて、ハグナーは、そうした記録はどこにもないと言う⁹⁶⁾。

(1908).

88) といっても、そもそも公式に任命されていなかったのであるから、「辞めた」というのも奇妙な表現であるといわれればその通りではある。

89) Joyce, *supra* note 19, at 1302, n. 62. そうであるとするならば、彼の動機はやはり金銭にあったというべきであろう。

90) クランチについては Hagner, William Cranch: in 3 William Draper Lewis ed., *Great American Lawyers* 85 (1908); Cohen & O'Conner, *supra* note 8, at 24-33 に紹介があるほか、Cohen & O'Conner, *supra* note 8, at 33 に参考文献があがっている。

91) Cohen & O'Conner, *supra* note 6, at 25.

92) Dunne, *supra* note 34, at 63.

93) Cohen & O'Conner, *supra* note 6, at 25.

94) 以上, Cohen & O'Conner, *supra* note 6, at 26.

この時点ではいまだ連邦法において公式の Reporter についての規定はなかった。ダラスにしてもクランチにしても、裁判所の公的な援助を受けていたのではないことだけは事実で、なるほど、そういう意味において、その仕事は a private venture であった⁹⁷⁾。「どうやってそのポストに着いたのかはよく分からないのだ (Precisely, how he came to the post is not known.)」とジョイスは言っている⁹⁸⁾。結局のところ、“it seems most likely that Cranch, like Dallas, appointed himself to report the decisions of the Court, perhaps.....”ということになりそうなのである⁹⁹⁾。

クランチが Reporter であったときもまだ Reporter についての規定は存在していなかったけれども、彼のときに判決を文書化することが慣例化したらしい。クランチの判例集第 1 巻の序文には、“He [=reporter=Cranch] has been relieved from much anxiety, as well as responsibility, by the practice which the Court has adopted of reducing their opinion to writing,.....”とあり¹⁰⁰⁾、これはデイヴィスも引用するところである¹⁰¹⁾。しかし、そのことのゆえに、判例集の刊行が期待されるように進んだわけでもなかった。刊行状況はどうであったかというところ、【表 1】にある通りである。なるほど、判例集の刊行は依然として Reporter 個人の「事業」なのであって、裁判所による援助があったわけではないことを考えれば、クランチだけを非難することはできない面はあるが、クランチの仕事ぶりに対して、最高裁判所の裁判官達も、さすがに堪忍袋の緒が切れそうなどころまで来ていたらしい¹⁰²⁾。そういうことから、Reporter 交代論が裁判所内部からも出てきた¹⁰³⁾。

こうした中、白羽の矢が立ったのがウィートン (Henry Wheaton 1785-1848) であった。ウィートンに対して 裁判所の外の間人ではあったが Attor-

95) 131 U. S. Appendix xv (1888).

96) Hagner, supra note 87, at 93.

97) Joyce, supra note 19, at 1307.

98) Joyce, supra note 19, at 1307.

99) 131 U. S. Appendix xv (1888).

100) 1 Cranch iv-v (1803).

101) 131 U. S. Appendix xv (1888).

102) Joyce, supra note 19, at 1319 & n. 167.

103) Joyce, supra note 19, at 1319-1320 & n. 171.

【表 1】

	刊行年	収録範囲
第 1 巻 (1 Cranch)	1804	1801-1803
第 2 巻 (2 Cranch)	1806	1804-1805
第 3 巻 (3 Cranch)	1807	1805-1806
第 4 巻 (4 Cranch)	1809	1807-1808
第 5 巻 (5 Cranch)	1812	February Term, 1809
第 6 巻 (6 Cranch)	1812	February Term, 1810
第 7 巻 (7 Cranch)	1816	February Term, 1812 and February Term, 1813
第 8 巻 (8 Cranch)	1816	February Term, 1814
第 9 巻 (9 Cranch)	1817	February Term, 1815

ney General のラッシュ (Richard Rush) が好意的であっただけでなく、裁判所内部からはストーリー (Joseph Story) がウィートンを後押しした¹⁰⁴⁾。クランチ自身は、依然、裁判官でもあって、本職はそちらであった。クランチは、1817年、Circuit Court の裁判官の仕事のゆえに、ついに Reporter の仕事を「辞めた」¹⁰⁵⁾。

VI . Wheaton

そして、クランチのあと、ウィートンが事実上、第 3 代目の Reporter になる¹⁰⁶⁾。

104) Joyce, supra note 19, at 1320.

105) Hagner, supra note 87, at 94; Dunne, supra note 34, at 64; Cohen & O'Conner, supra note 6, at 32.

106) ウィートンについては、Scott, Henry Wheaton: in 3 Lewis ed., supra note 87, at 241 のほか、Frederick C. Hicks, Men and Books Famous in the Law (1921) 190-235 (同書末尾に参考文献がある)、Elizabeth Feaster Baker, Henry Wheaton 1785-1848 (1937), Cohen & O'Conner, supra note 6, at 34-59 がある。わが国では、松隈清『ホイートンの『国際法原理』探訪』同『国際法史の群像 その人と思想を訪ねて』〔1992年、酒井書店〕321-358頁がある(同書の内容は、尚美学園大学教授・笹川隆太郎氏にご教示いただいた)。本稿では、もっぱら判例集とのかかわりにおいてのみ、ウ

ウィートンは、1836年、*Elements of International Law* を刊行したことによって知られる¹⁰⁷⁾。そのため、ウィートンの国際法学者としての側面が強調されるのは当然であって¹⁰⁸⁾、そのことに異論を差し挟む余地はないであろう。しかし、彼が、米国最高裁判所の Reporter であったという事実、そして、それに関係して、米国著作権法史において画期をなす判決¹⁰⁹⁾の当事者であった¹¹⁰⁾ということもまた看過されてはならない重要な事実であるというべきである。

彼は、1785年、ロード・アイランド州プロヴィデンス (Providence) で生まれ、1802年、Brown University を卒業、1805年、ロード・アイランド州で弁護士になった。1811年、いとこのキャサリン・ウィートン (Catherine Wheaton) と結婚¹¹¹⁾、1812年から1815年まで、National Advocate のエディターをしている¹¹²⁾。その後、1815年から1819年にかけて、ニュー・ヨーク市の海事裁判所の裁判官 (Justice, Marine Court, New York City) であった¹¹³⁾、この間に、彼は同時に Reporter となっている。

ウィートンが Reporter になったのは1816年のことである。ここでも、Reporter は、裁判官の “informal agreement” によって決定された¹¹⁴⁾。ウィートン

ウィートンの紹介をすることができるだけである。

- 107) 同書は、清国時代に丁麓良なる漢名を有する William A. P. Martin による漢訳が『万国公法』の名の下に刊行されたが、その翌年の慶応元年、江戸幕府によって漢訳の「翻刻」が惠頓『万国公法』として刊行されている (伊藤不二男「国際法」野田良之=碧海純一編『近代日本法思想史』〔1979年、有斐閣〕464頁)。これに関して、住吉良人「Henry Wheaton; Elements of International Law, 1836.
- 108) わが国においては、国際法はウィートンとともに始まるということである。これについては、伊藤・前掲 (注107)) 論文・野田=碧海編・前掲 (注107)) 書のほか、住吉良人「明治初期における国際法の導入」法律論叢 42巻4=5=6合併号〔1969年〕343頁以下、住吉良人「西欧国際法学の日本への移入とその展開」国際法外交雑誌 71巻5=6合併号〔1973年〕454頁以下参照。近年では、松本健一『白旗伝説』〔1998年、講談社学術文庫〕がウィートンに言及する。
- 109) Wheaton v. Peters, 8 Pet. 591 (1834).
- 110) さらに、その死後、まさに彼の主著である *Elements of International Law* をめぐって著作権に関わる訴訟が起きた。Hicks, supra note 106, at 223-235 のほか、松隈・前掲 (注106)) 書 350頁以下参照。
- 111) William Vail Kellen, Henry Wheaton; An Appreciation 14 (1902); Baker, supra note 106, at 17.
- 112) Hicks, supra note 106, at 191 n. 2 & 193.
- 113) Hicks, supra note 106, at 191 n. 2. 松隈・前掲 (注106)) 書 329頁は、1818年までとする。

は、Reporter に任命されることを確実ならしめるべく、“Regular annual publication of the decisions, with good type, and to be neatly printed.”という自薦の提案をおこなった¹¹⁵⁾。裁判所はウィートンの提案を認めて全面的に協力をしてくれることとなり、彼にのみ判決文を手渡したのであった¹¹⁶⁾。もっとも、判例集が刊行されるや、彼は、その基礎となった裁判官の資料を全て廃棄したといっているのであるから¹¹⁷⁾、これは限りない暴挙であったといわざるを得ない。

1816年、彼の判例集 *Reports of Cases Argued and Adjudged in the Supreme Court of the United States* の第1巻目が刊行された。しかし、ヒックス、そして、それに依拠するベイカーによれば、第1巻の売れ方は思うほどではなかったらしい¹¹⁸⁾。ウィートンは、もう少し売れるかと期待したのであるが、そうはいかなかった。

ウィートンは、その収益では、この先やっていけないと感じたらしく、議会に働きかけた¹¹⁹⁾。こうして、州よりは遅れたが、An Act to Provide for Reports of the Decisions of the Supreme Courts なる法律によって、Reporter が正式に任命されることとなった¹²⁰⁾。そして、当然というべきか、ヘンリー・ウィートンが最初の Official Reporter になった。

ただ、ウィートンの期待に反して、報酬はわずかに1000ドルであった¹²¹⁾。しかも、6ヶ月以内に印刷に付し、80部を米国大統領等に1部ずつ配布すると

114) Joyce, *supra* note 19, at 1321.

115) 33 U.S. 651 (1834); Hicks, *supra* note 106, at 200; Joyce, *supra* note 19, at 1321.

116) Hicks, *supra* note 106, at 200; Joyce, *supra* note 19, at 1321.

117) 33 U.S. 619 (1834); Hicks, *supra* note 106, at 200.

118) Hicks, *supra* note 106, at 201; Baker, *supra* note 106, at 29. その当時、州の仕事をするものが殆どで、思ったほどには需要がなかったのである (Hicks, *supra* note 106, at 200)。

119) Hicks, *supra* note 106, at 201; Baker, *supra* note 106, at 29; Joyce, *supra* note 19, at 1342. ただ、ストーリーは、既に存在していたいくつかの州の規定をみて、そうしたものを導入しようとしていたようであって、ウィートンの働きかけだけで新しい法律ができたわけでもなさそうである。Joyce, *supra* note 15, at 1342.

120) Act of Mar. 3, 1817, ch. 63 (3 Statutes at Large 376). Hicks, *supra* note 93, at 201. その制定過程については Joyce, *supra* note 15, at 1342-1347 に詳しい紹介がある。

121) Act of Mar. 3, 1817, ch. 63, §1 (3 Statutes at Large 376). Hicks, *supra* note 106, at 201. 法文では “annual compensation for his services, the sum of one thousand dollars” となっている。

いう条件付でもあった¹²²⁾。それでも、ウィートンは、1827年まで合計12巻を刊行し、それによって 最初の年は報酬を受けることはできなかったものの 残る11年間に1万1000ドルの報酬を受け、さらに、本の売上げによって収益をあげた¹²³⁾。

この判例集の評価は非常に高かったようである¹²⁴⁾。しかし、彼の判例集の欠点は高価であるということであった。ジョイスの言うところをそのまま引けば、“If omission and inaccuracy had been Dallas’ principal weakness and “inexcusable delay” Cranch’s, the Reports of Henry Wheaton suffered most seriously from inordinate expense.” となる¹²⁵⁾。

1826年、連邦最高裁判所裁判官トッド (Thomas Todd) が亡くなって、ウィートンは、その後任になることを期待した¹²⁶⁾。しかし、それにはトリンブル (Robert Trimble) がなった¹²⁷⁾。結局、彼は、翌1827年、代理公使 (chargé d’affaires) としてデンマークへ赴任する¹²⁸⁾。

ところが、その後、事件が起きる。ウィートンのあとをついだリチャード・ピーターズ・ジュニア¹²⁹⁾ (Richard Peters, Jr., 1780-1848¹³⁰⁾) は、公式判例集を刊行する一方で、ダラス、クランチ、ウィートンの判例集・合計24巻¹³¹⁾

122) Act of Mar. 3, 1817, ch. 63, §1 (3 Statutes at Large 376)。法文には “[H]e shall act as such reporter, within six months after such decisions shall be mad, and shall deliver eighty copies of the decisions, so printed and published, to the Secretary of the State, without any expense to the United States,....” とある。

123) Hicks, supra note 106, at 201. Joyce, supra note 19, at 1339-1340 が毎年の売上げ部数について紹介している。

124) Baker, supra note 106, at 27. Andrew J. King, Editor, The Papers of Daniel Webster; Legal Papers, Volume 3 The Federal Practice Part I, 210-218 (1989) に、Wheaton の判例集第3巻についてのウェブスター (Daniel Webster) による書評が掲載されている。

125) Joyce, supra note 19, at 1337.

126) Baker, supra note 106, at 75. Joyce, supra note 19, at 1349. Hicks, supra note 106, at 204 によれば、その前にも一度、最高裁判所裁判官になることに失敗している。

127) Baker, supra note 106, at 75; Joyce, supra note 19, at 1349 n. 362; Warren, supra note 71, at 684.

128) Hicks, supra note 106, at 204-205; Baker, supra note 106, at 76。コペンハーゲンに着いたのは、1827年9月19日のことであった (Hicks, supra note 106, at 205)。

129) Cohen & O’Conner, supra note 6, at 60-74.

130) Hicks, supra note 106, at 205 n. 20.

131) 既に指摘したように、ダラスの第1巻 (1 Dallas) には連邦の判例が掲載されていないために、ピーターズは、ダラスの第2巻目 (2 Dallas) から採録を始めた (これ

を, “Condensed Reports of Cases in the Supreme Court of the United States, Containing the Whole Series of the Decisions of the Court From Its Organization to the Commencement of Peters’s Reports at January Term, 1827” なる 6 巻本の要約版にして 1830 年から 1834 年にかけて 刊行したことからウィートンとの間で訴訟となった¹³²⁾。これについては, 別途, 稿を改めて紹介する。

VII. 連邦最高裁判所判例集の成立

米国連邦最高裁判所判例集の名称は United States Reports であるが, 以上の紹介によって理解されたであろうように, 最初からそうであったわけではなく, 「United States Reports という名称になったのは, 91 巻からで, それまでの 90 巻は, 元来は他の名称で呼ばれていた」のであった¹³³⁾。たとえば, Wheaton v. Peters 判決は, Wheaton v. Peters, 8 Pet. 591 (1834) というふうに, Reporter の名前をその中に含むかたちで特定がなされていた。今の例では, 言うまでもなく, “Pet.” は第 4 代の Reporter であるピーターズ (Richard Peters, Jr.) を意味し, Pet. の前にある数字はピーターズの判例集における巻, 後にある数字はその巻で当該判例の始まる頁を示す。よって, Wheaton v. Peters 8 Pet. 591 (1834) という citation は, 1834 年刊行のピーターズの判例集・第 8 巻 591 頁以下に Wheaton v. Peters 判決が掲載されているということを意味する。

ここで, ダラスから現在に至るまでの Reporter ならびにその判例集の巻数等を紹介すれば, 【表 2】のようになるが¹³⁴⁾, 第 8 代の Reporter・オットー (Wil-

はひとつの見識であろう)。そのため, ダラス 3 巻, クランチ 9 巻, ウィートン 12 巻の合計 24 巻となるのである。松隈・前掲(注 106))書 332 頁が, 「ピーターズが前任者達の編集した最高裁判例集全二六巻を無断で六巻の縮刷版にまとめ, これを出版した・・・」と書いているが, 「全二六巻」とあるのは間違いであろう。また, 「縮刷版」という表現も, なにか原本の内容を全く変更せず, ただサイズだけを小さくしたものというふうに理解される危険があって, 「要約版」といったあたりが適当ではなかったか(確かに, “Condensed” という言葉の訳語をどうすべきか難しい気はする)。

132) Wheaton v. Peters, 8 Pet. 591 (1834).

133) 田中英夫「英米法」田中英夫=野田良之=村上淳一=藤田勇=浅井敦『外国法の調べ方』(1974年, 東京大学出版会) 82頁。

134) Joan Biskupic and Elder Witt, The Supreme Court at Work, at 106 (Second ed., 1997); Jost ed., supra note 71, at 374. 既に指摘したように, Reporter が法律によってその

liam T. Otto) の前, ウォレス (John William Wallace) までの判例集を足し合わせると, 全部で 90 巻になるはずである。ここがひとつの分岐点になる。ここまでは Reporter の名前で引用するということがなされてきた¹³⁵⁾。しかし, 第

【表 2】

	Reporter	在任期間	U.S. Reports の巻数
1	Alexander James Dallas	1790-1800	1-4 (1-4 Dallas)
2	William Cranch	1801-1815	5-13 (1-9 Cranch)
3	Henry Wheaton	1816-1827	14-25 (1-12 Wheat.)
4	Richard Peters, Jr.	1828-1843	26-41 (1-16 Peters)
5	Benjamin C. Howard	1843-1861	42-65 (1-24 Howard)
6	Jeremiah S. Black	1861-1862	66-67 (1-2 Black)
7	John William Wallace	1863-1874	68-90 (1-23 Wall.)
8	William T. Otto	1875-1883	91-107
9	J. C. Bancroft Davis	1883-1902	108-186
10	Charles Henry Butler	1902-1916	187-241
11	Ernst Knaebel	1916-1944	242-321
12	Walter Wyatt	1946-1963	322-376
13	Henry Putzel, Jr.	1964-1979	376-449
14	Henry C. Lind	1979-1987	440-479
15	Frank D. Wagner	1987-to date	480-

存在を認められたのは 1817 年のことであるから, ダラス, クランチの在任期間, そして, ウィートンの在任期間中, 法律ができる前の在任期間は, 黙認されていた期間ということになる。また, ピーターズについては, 在任期間が終わったあと, 次の Reporter と重なるのであるが, 第 17 巻目の判例集 (17 Peters) を公刊している (Dunne, supra note 34, at 66; Surrency, supra note 4, at 64; Cohen & O'Conner, supra note 6, at 73 & n. 63, 167. ちなみに, 出版社 (者) は, Charles C. Little & James Brown 言うまでもなく, Little, Brown & Co. の前身 である)。これが米国議会図書館に収蔵されていることは確認できる (Call Number: KF 101.8. P48 1843)。また, 米国東部の, 古くに創設された大学図書館にも所蔵されているのではないかと思われる。もちろん, これは公式判例集の中には含まれていない。

135) Reporter の名前を冠した ダラスからウォレスまでの 判例集を Nominative

91 巻目に当たるオットーの最初の巻 (1 Otto) のタイトル・ページのトップに、ダラスの判例集第 1 巻を全体の最初の巻とする番号が打たれた¹³⁶⁾。この時点で、ダラスの判例集が、遡及的に、かつ、意識的にアメリカの連邦最高裁判所判例集の中に組み込まれたことになる。

“From volume 91 on, the reports are designated only by number.” とヒックスは書いているが¹³⁷⁾、91 巻 (91 U.S.) から 107 巻 (107 U.S.) までは、U.S. Reports としての巻数のほかに、オットーの判例集としては何巻目であるかということ (1 Otto から 17 Otto) が同時に示されていて、どちらでも引用が可能であり、かつ、どちらで引用してもよかったようである¹³⁸⁾。

しかし、オットーのあとを承けてデイヴィスが Reporter として任命された 1884 年の 108 巻からは通しの巻数だけで指示されるようになり、Reporter ごとの巻数が掲げられなくなったために、もはや Reporter の名前で判例集を特定するという方法は用いることができなくなった。これによって、今日、我々が一般に見るところの引用方法が確立したのである¹³⁹⁾。

なお、ここでもうひとつ語っておきたいことがある。それは、ここで出版社が変わっているという事実である。91 巻目から 107 巻までは Little, Brown and Company が刊行していた¹⁴⁰⁾。このあと、256 巻までは Banks が刊行した¹⁴¹⁾。107 巻が刊行されたのは 1883 年のことなのであるが、その前年の 1882 年、Lawyers' Cooperative Publishing Company が Lawyers' Edition と通称される連邦最高裁判所判例集を刊行している¹⁴²⁾。そして、1883 年には、West 社もまた Supreme Court Reporter を刊行する¹⁴³⁾。このとき、価格破壊が起きたのであろう

Reports という (Cohen & O'Conner, supra note 6, at 2)。

136) Surrency, supra note 4, at 65.

137) Hicks, supra note 2, at 140.

138) Surrency, supra note 4, at 65.

139) ダンが、“The line of the old reporters comes to an end with Wallace. No statute ordered it. No action of court provided for the change.” と言っている (Dunne, supra note 34, at 70)。

140) Cohen & O'Conner, supra note 6, at 3 n. 4.

141) Cohen & O'Conner, supra note 6, at 3 n. 4.

142) 拙稿「National Reporter System について」東北学院大学法学政治学研究所紀要 10号〔2002年〕36頁。

と推測される。それまで5ドルであったところ、Lawyers' Cooperative Publishing Company は、1冊1ドルで Lawyers' Edition を刊行した。しかも、そこには数年分が収められていた。Little, Brown and Company が判例集刊行から手を引いたのは、それが原因であったと考えなければならない。そして、出版社が変わったのを契機に、タイトルも改めたということなのである。

今になってみると、かえって不思議に思えることがひとつある。第4代の Reporter であるピーターズは、今日、公式判例集とされている判例集のほかに、6巻本の要約版を1830年から1834年にかけて出版しているのであるが¹⁴⁴⁾、それらはダラスの判例集第2巻(2 Dallas)から始まる。これに対して、Lawyers' Co-operative Publishing Company が1882年に刊行を開始した U. S. Reports, Lawyers Edition は、West Publishing Company の Supreme Court Reporter とは異なり、刊行を開始した時点からではなく、過去の判例をも自社の判例集の中に組み込む道を選んだのであるが、そのとき、連邦最高裁判所の判例を1件も含まないダラスの判例集第1巻(1 Dallas)をもまた組み込んでいいる。すでにその時点では、ダラスの第1巻目(1 Dallas)は、第2巻目以降(2 Dallas-4Dallas)とセットとして、「連邦最高裁判所判例集」として理解されていたということなのであろうか¹⁴⁵⁾。しかし、それより後に刊行された Rose's Notes on the United States Supreme Court Reports¹⁴⁶⁾ は、ダラスの判例集第2巻目(2 Dallas)から解

143) 前掲(注142)) 拙稿「National Reporter System について」36頁。

144) 本稿「VI. Wheaton」の注(129)から注(132)に対応する本文参照。

145) 単純に時間の流れだけから判断すれば、Reporter の名とその巻数での判例集の特定が難しくなったのは1884年であるから、Lawyers' Co-operative Publishing Company の判例集に Dallas の第1巻が組み込まれたことが公式判例集の番号の振り方に大きく影響したと考えることができそうに思うが、これは想像の域を出ない。

146) 正確には、Walter Malins Rose, *Rose's notes on the United States Supreme Court reports (2 Dallas to 241 United States reports)* : showing the present value as authority of all cases therein reported as disclosed by all subsequent citations in all the courts of last resort, both federal and state, and in the annotations in American decisions, American reports, American state reports, Annotated cases (American and English), Lawyers' reports annotated, English ruling cases, British ruling cases, Negligence and compensation cases annotated : with parallel references to the above-mentioned annotated cases, the Lawyers' edition of the U.S. reports and the Reporter system, 20 v. (Complete rev. ed. / by Chas. L. Thompson., 1917-1920, Bancroft-Whitney; Lawyers Co-operative Pub. Co.) である(書誌情報は、Stanford University の Socrates: Stanford's Online Catalog によった。これ

説を始めている。もっとも、これは書物の性格によるのかも知れない。

今となつては、ダラスの第1巻から番号を振ることについて異論を唱えることは難しい。しかし、それでも、Nominative Reportsの引用法をめぐることは議論がある。たとえば、わが国においては、田中英夫教授が、「この部分」というのは、ダラスの第1巻からウォレの第23巻までの90巻、ということであるが「についてどういう引用方法をとるかは、いろいろなやり方があるが、現在の“Uniform System”は、Green v. Biddle, 21 U.S. (8 Wheat.) 1 (1823) という方法によるべしとしている」との紹介をしたあと¹⁴⁷⁾、それに続けて、「しかし、元来の判例集には、もちろん、U.S.の21巻だという表示はないから、この方式によると、そのたびごとにいちいち換算しなければならず、しかもそういう手間をかけて得る実益はない。そこで、“Uniform System”のより古い版がとっていた次のような方法によるのが便利のように思われる」として、Green v. Biddle, 8 Wheat. 1 (U.S. 1823) という表記方法を薦めている¹⁴⁸⁾。

は、Bancroft-Whitneyが1899年から1901年にかけて出版した13巻本の改訂版である。改訂版の書名には、ダラスの第2巻目から始まる事が明瞭に示されているので、こちらを引いた。今日その名を目にする事の殆どないウォルター・マリンス・ローズ (Walter Malins Rose) の名を筆者が知ったのは、Roderick H. Rose, Bancroft-Whitney, Legal Publishers, an oral history conducted in 1976, The Kemble Collections, California Historical Society, 6 (1976) を読んでのことである。Who Was Who in Americaによれば、ローズは、1872年11月25日、カナダ・トロントで生まれ、スタンフォードでA.B.を、1896年、コーネルでLL.B.を取得している。このとき、Law Thesis Prizeを獲得している (コーネルのカタログで調べてみると、The influence of Munn v. Illinois, 94 U. S. 113 (107 leaves) なる論文が出てくる。恐らく、卒業時に書いたこの論文が表彰されたのであろう) そのあと、1898年には、The Case of Marbury v. Madison, 1 Cranch 137: a study of its authority and influence: as shown by subsequent citations なる書物を刊行するが、1908年には亡くなっている。その死が何によるのか、Who Was Who in Americaからは明らかにならない。

- 147) 田中・前掲 (注135)) 論文・田中=野田=村上=藤田=浅井・前掲 (注133)) 書82頁。“Uniform System”とは、言うまでもなく、“Uniform System of Citation”ことである (本稿注63))。田中教授の引くのは、1967年の第11版である (田中・前掲 (注133)) 論文・田中=野田=村上=藤田=浅井・前掲 (注133)) 書5頁)。
- 148) 1949年刊行のBluebook第8版は、“Gorham v. Hadley, 8 Wheat. 241 (U.S. 1823), not 21 U.S. 241 (1823).”としていた (With Introduction By Professor Robert Berring, The Bluebook: A Sixty-Five Year Retrospective, 2 Vols. (1998, William S. Hein))。米国においても、Robert L. Stern, Eugene Gressman, and Stephen M. Shapiro, Supreme Court Practice 550 (Sixth Edition, 1986) は、91 U.S. より前のものについては、たとえば“16 Wall.”とすべきであって、“83 U.S.”ではないとしている。

VIII . Government Printing Office

ここで Government Printing Office について言及しておきたい¹⁴⁹⁾。GPO と略称される Government Printing Office が成立したのは 1860 年 6 月 23 日の法律による¹⁵⁰⁾。

制定法については、そもそもアメリカ合衆国が成立した時点から、これを公表するというのは当然のことであった。それゆえに、そのことについては、ただちに法律ができた¹⁵¹⁾。そして、新聞に掲載するほか、authenticated copy が関係個所に配布された。しかし、そうしたものが入手できない場合には、そのコピーを入手するしかなく、そのためには費用がかかった¹⁵²⁾。あとは、新聞が private compilations に頼るしかなかった。しかし、それは必ずしも正確はなかった。そこで、民間の会社に法律の印刷を認めるようになった¹⁵³⁾。

これに対して、裁判所の判決については、そうした考慮はなかった。そもそ

149) GPO については、R.W. Kerr, *History of the Government Printing Office, with A Brief Record of the Public Printing for A Century, 1789-1881* (1881, Inquire Printing and Publishing), Laurence F. Schmeckebier, *Government Printing Office: Its History, Activities & Organization* (1925, The Johns Hopkins Press [=1974, AMS Pr.]), Phyllis I. Dalton, Constance E. Lee and Belah Mumm, *Government and Foundation Publishing*, 7(1) *Library Trend* 116 (1958), James L. Harrison, *100 GPO Years 1861-1961: A History of United States Public Printing* (1961, GPO), Robert E. Kling, *The Government Printing Office* (1970, Preager), John Spencer Walters, *U.S. Government Publication* (2005, The Scarecrow Press, Inc.) などがある。また、邦語文献としては、山本順一「アメリカの政府刊行物」書誌索引展望 10 巻 1 号〔1986 年〕【筆者未見】、田邊由太郎「米国政府刊行物印刷普及の歴史的発展」(上)(中)(下)びぶるす 38 巻 3 号〔1987 年〕49 頁, 7 号 155 頁, 11 号 259 頁がある。これまた十分にこれだけでひとつの研究対象になるように思われるが、ここでは、筆者の問題関心に沿って、本稿に関係するかぎり問題を抱き上げる。

150) 12 Statutes at Large 117. Harrison, *supra* note 149 の Introduction には、“One hundred years ago, on March 4, 1861, Abraham Lincoln and the GPO were inaugurated.” とある (Harrison, *supra* note 149, at IX)。

151) Section 2, An Act to Provide for the safe-keeping of the Acts, records and seal of the United States, and for other purpose. Sept. 15, 1789. 1 Statutes at Large 68, chap. 14. Ralph H. Dwan & Ernest R. Feidler, *The Federal Statutes—Their History and Use*, 22 *Minnesota Law Review* 1008 (1938).

152) Section 6, An Act to Provide for the safe-keeping of the Acts, records and seal of the United States, and for other purpose. Sept. 15, 1789. 1 Statute at Large 68, chap. 14.

153) Dwan & Feidler, *supra* note 151, at 1008.

も判例については、州についても連邦についても、初期の段階ではこれを文書化するということが考えられていなかったというのは既に指摘したとおりであって¹⁵⁴⁾、そうであれば、判例を公表するということが思考の外にあったというよりほかはない。しかし、判決を文書化し、公式の Reporter が置かれるようになったあとも、判例は、長い間、法令などとは同等には扱われてこなかったということが可能であるように思われる¹⁵⁵⁾。

法令集としては、Folwell edition, Bioren and Duane edition があつた¹⁵⁶⁾。さらに、1845年3月3日の共同決議によって、Statutes at Large をリトル・ブラウンに出版させることが決まる¹⁵⁷⁾。また、連邦議会の議事録については、Annals of Congress (1789-1824), Register of Debates (1824-1837), Congressional Globe (1833-1873) がある¹⁵⁸⁾。しかし、Government Printing Office が成立したあとも、連邦法令集 (Statutes at Large), 連邦議会議事録 (Congressional Globe) は、依然、民間の出版社から刊行され続け、それが GPO に移されたのは、かなりあとのことである。

まず、連邦議会の議事録についてみれば、「1871年の契約切れの時には下院は再契約を嫌った。しかし、契約の成立しないうち Globe は15万ドルの借金

154) Surrency, supra note 4, at 42. 本稿「V. Cranch」参照。

155) サレンシーが、“The cost of printing the laws was underwritten by the public, whereas over a century was to pass before court decisions received the same financial support.” と書いている (Surrency, Law Reports in the United States, 25 The American Journal of Legal History 48, at 49 (1981))。

156) Dwan & Feidler, supra note 151, at 1009-1010; Surrency, The United States Statutes at Large, 52 Law Library Journal 33 (1959); Surrency, supra note 4, at 102-105.

157) 5 Statutes at Large 798; Dwan & Feidler, supra note 151, at 1010. ちなみに、Little, Brown & Co., One Hundred Years of Publishing 1837-1937, at 23 (1937) には、Statutes at Large の刊行について、Charles C. Little と James Brown との間で契約を締結した旨が記された Congressional Record の1頁が掲載されている(そのときは、いまだ Little, Brown & Co. にはなっておらず、Statutes at Large の第1巻のタイトル・ページには、Charles C. Little and James Brown と書かれている。なお、筆者が参照しえたのは、1961年に Dennis & Co., Inc. から刊行された複製版である)。これについては、田中英夫「英米法」に「このシリーズの最初の17巻は、連邦議会の授權をえて Little, Brown & Co. という出版社が公刊したもので、1789 - 1873年の分をカバーしている」とある(田中・前掲(注133))論文・田中=野田=村上=藤田=浅井・前掲(注133))書94頁)。

158) 石倉賢一「アメリカ議会資料利用の手引」北大法学論集 32巻3号〔1982年〕772頁。

をして準備をしてしまい、議会側は止むを得ず 1873年3月4日までの継続を認め 40万ドルの支払いをした」という¹⁵⁹⁾。そして、ようやく Congressional Record の刊行ということになる。また、Statutes at Large については、1874年6月20日の法律¹⁶⁰⁾によってリトル・ブラウンとの契約が終了し、連邦政府は、独自に GPO から法令集を刊行するに至った¹⁶¹⁾。

それでも、19世紀のうちに、法令集も連邦議会の議事録もともに GPO によって刊行されるに至った。しかるに、判例集はどうかといえ、1817年に Reporter が置かれ、91巻目からは U.S. Reports と名称を変えたが¹⁶²⁾、それでも、判例集自体は民間の会社によって刊行され続けた。米国連邦最高裁判所判例集が GPO によって刊行されるのは 1922年、257巻からである¹⁶³⁾。

実を言えば、首都がワシントンに移ったときも、連邦最高裁判所の建物はおよそ考慮の外であつたらしく、裁判所は連邦議会の建物に間借りをしていたのであった¹⁶⁴⁾。米国連邦最高裁判所は固有の建物を持たないまま 20世紀を迎えた。米国連邦最高裁判所が自前の建物を有するに至ったのは 1935年のことである¹⁶⁵⁾。Reporter の不存在、判例集公刊についての規定の不存在だけでなく、建物もなかったという扱いを考えると、米国の司法部は、行政部・立法部に比較して、小さい扱いしか受けてこなかったのではないかと、という印象は強くなる¹⁶⁶⁾。

159) 田邊・前掲(注149))論文(上)びぶるす 38巻3号55頁。

160) 18 Statutes at Large, part 3, 113, chap. 333.

161) Dwan & Feidler, supra note 152, at 1015; 田中・前掲(注133))論文・田中=野田=村上=藤田=浅井・前掲(注133))書94頁。ただし、その後も、法令集の刊行には問題が残った。これについては、別稿で紹介するつもりである。

162) 本稿「VII. 連邦最高裁判所判例集の成立」参照。

163) Harrison, supra note 150, at 109. これは、United States Public Statutes, Chap. 267 = 1922年7月1日の法律(An Act To Provide for the printing and distribution of the Supreme Court Reports, and amending sections 225, 226, 227 and 228 of the Judicial Code, 42 Statutes at Large 816)による。

164) Bernard Schwartz, A History of the Supreme Court 225 (1993).

165) Kermit L. Hall, James W. Ely, Jr., Joel B. Grossman, William M. Wiecek ed., The Oxford Companion to the Supreme Court of the United States 99-102 (1992); Jost ed., supra note 71, at 214. なお、G. Edward White, Oliver Wendell Holmes, Jr.: Lives and legacies 134 (2006)には、新しくできる裁判所の模型を前にして並ぶ最高裁判所裁判官の写真が掲載されている(これは、有名な写真のひとつで、いろいろところで掲載されているのではないかと)。

IX. 結語

以上のような経緯を経て、州についても連邦についても判例集が準備されるようになるわけであるが、それでも依然として問題は解決しなかった。それは、まず第1に判例集が高価であったからである¹⁶⁷⁾。しかも、公式判例集の刊行は、州についても連邦についても遅かった¹⁶⁸⁾。あるいは、正確さに問題があった。そして、コピーを入手するについて費用も時間もかかった。

そうした中であって評価の高かったのは Blackford's Reports である¹⁶⁹⁾。これはインディアナ州最高裁判所の判例を収録する8巻の判例集である¹⁷⁰⁾。ブラックフォード (Isaac Blackford) はインディアナ州最高裁判所の裁判官を勤めるとともに判例集を編纂した。彼は、文法上の誤りその他、技術的なことについても非常に厳格な態度をとった¹⁷¹⁾。もしも間違いがあったら報酬を与えることまで言っていたらしい¹⁷²⁾。しかし、そのことは別の犠牲を強いた。Blackford's Reports 全8巻は1817年の判例から1847年の判例を収録しているが¹⁷³⁾、その第1巻が出たのは1830年である。しかるに、そこに含まれていた中で最も新しい判例は1826年のものであった。要するに、判例集第1巻は4年遅れの刊行であったということであり、2巻目も3巻目も2年は遅れていたという¹⁷⁴⁾。

166) Schwartz, *supra* note 164, at 33.

167) これについては、前掲(注1))拙稿「West 前史」で紹介したところである。

168) いまでも遅れは続いていて、たとえば、Indiana Court of Appeals Reports は、182巻・1979年分を1984年に刊行したという (Berring, *Legal Research and Legal Concepts: Where Form Molds Substance*, 75 *California Law Review* 15, at 20, n. 27 (1987)). Berring, *On Not Throwing Out the Baby: Planning the Future of Legal Information*, 83 *California Law Review* 615, at 621 n. 25 (1995) が、U.S. Reports の advance sheets, bound volume についてどのくらい遅れがあるか書いているが、後者 bound volume については、1995年2月1日の時点で、5年も遅れていた。

169) Thornton, Isaac Blackford. 1776-1859, in 3 *Lewis ed.*, *supra* note 87, at 187.

170) Thornton, *supra* note 169, at 195-196.

171) Thornton, *supra* note 169, at 198.

172) Thornton, *supra* note 169, 198. そこには、“He had a standing offer of a reward for errors discovered.”とあるから、特に期間は限定していなかったということか。相当の自信があったということなのだろう。

173) Hicks, *supra* note 2, at 495.

174) Thornton, *supra* note 169, at 197.

ウォックスランド = オグデン (Woxland & Ogden) は、Blackford's Reports を例に出しながら、“Delay in publication of cases was one of the factors that led to the development of faster commercially produced reporters such as West's regional reporters.”と書いている¹⁷⁵⁾。そして、これは既に National Reporter System が軌道に乗ってからの話ではあるけれども、出版社の集まりで、ジョン・B・ウエストは己の企画を回顧しつつ、“Except for the delayed publication of the official reports, none of the unofficial publications would have come into existence. And where, as in some states, the official reports are as prompt as the unofficial publications, the latter have practically no sale.”と語っている¹⁷⁶⁾。まさにそこにジョン・B・ウエストをはじめとする民間の出版社が入りこむ余地があったわけである。

しかし、それだけで民間の出版社による判例集の提供ということが開始されたわけではない。もうひとつあるいは、そちらのほうがより重要であったかも知れない別の要素があった。それは、一体全体、判例あるいは判例集に著作権はないのか、という問題であった。

(なりた・ひろし = 本学教授)

175) Thomas A. Woxland & Patti J. Ogden (with an Introduction by Morris L. Cohen), Landmarks in American Legal Publishing 35 (1990).

176) West, Multiplicity of Reports, 2 Law Library Journal 4 (1909).